

周南市総合計画策定条例

(目的)

**第1条** この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針であって、本市におけるまちづくりの最上位計画であるものをいう。
- (2) 基本構想 本市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すものをいう。

(審議会への諮問)

**第3条** 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）別表に規定する周南市まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第4条** 市長は、基本構想を策定するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、前条に規定する周南市まちづくり総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経て策定するものとする。

(準用)

**第5条** 前2条の規定は、基本構想を廃止し、又は変更したときに準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第6条** 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(議会への報告等)

**第7条** 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、廃止し、又は変更しようとするときは、あらか

じめ、これらの事案の内容を議会に報告しなければならない。報告した内容を変更するときも同様とする。この場合において、基本構想の事案の報告は、第4条の議会の議決に係る議案を市長が議会に提出する日の前日まで行うものとする。

2 議会は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に対し、意見を表明することができる。この場合において、市長は、議会の意見を尊重するものとする。

3 市長は、基本計画又は実施計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかに、これを議会に報告しなければならない。

(総合計画の公表)

**第8条** 市長は、総合計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

**第9条** 個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、廃止し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。